

税務・財務情報 第2707号

増加傾向にある**合同会社** 特徴と、メリット・デメリット

税務・財務に関する情報をお届けいたします

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、

より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、

何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！

お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が

お伺いしたときに、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、

少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

増加傾向にある合同会社 特徴と、メリット・デメリット

1 会社形態について

平成 18 年 5 月 1 日の会社法の施行により有限会社が廃止され、新しく合同会社という会社形態が設けられました。現在の会社法では、株式会社・合資会社・合名会社そして合同会社を設立することが出来ます。なお、既存の有限会社は、特例有限会社として株式会社に統合され存続が認められています。

今回は主に合同会社について取り上げたいと思います。

2 増加する合同会社の設立件数

会社法施行より 9 年が経過しましたが、合同会社という形態にまだ耳慣れない方も少なくないのではないかと思います。施行当初、平成 18 年の統計では設立件数が年間 3,392 件でしたが、平成 25 年には 4 倍超の年間 14,581 件と年々増加傾向にあります。

なお、株式会社は会社法により最低資本金制度の廃止など設立する敷居が低くなったため、施行を境に増加し、施行前では年間 20,000 件強の設立件数であったのが、現在では年間 80,000 件前後設立されています。

	平成 16 年	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 25 年
株式会社設立	20,146	76,570	86,222	80,535	80,862	81,889
合同会社設立	—	3,392	5,413	7,153	10,889	14,581

3 合同会社の特徴

A. 出資者は有限責任

合同会社へ資本金を出資する人（「社員」といいます。）は、有限責任となります。社員は、各自が出資した金額の範囲までしか責任を負いません。

B. 出資者＝経営者

社員は業務執行役としての権利を持っています。社員が複数人いる場合は、それぞれが業務執行役となりますが、定款で一部の社員のみを業務執行役にすることもできます。

C. 業務執行役社員には任期が無い

株式会社であれば、取締役等は最大で 10 年という任期がありますが、合同会社には任期はありません。

D. 内部自治の原則

合同会社は運営をしていく上で内部自治（組織の内部ルールが、法律によって詳細に定められるのではなく、出資者同士の合意により自由に決定ができること）を原則としています。

したがって、合同会社では業務を運営・執行する際には社員全員で話し合いを行い、決議していきます。

E. 意思決定

社員の入社、持分の譲渡、会社設立後の定款の変更などの重要事項を決議する際には原則として社員全員の同意が必要です。

F. 利益の配分

株式会社では、利益の配分は所有する株式数に応じた配分となりますが、合同会社であれば、社員全員の同意があれば出資の割合にとらわれず、好きな割合で利益を配分することが出来ます。

4 合同会社と株式会社との比較

	合同会社	株式会社
①資本金	1円以上	1円以上
②出資者の数	1名以上	1名以上
③出資者の責任	有限責任	有限責任
④業務執行者	業務執行社員 (業務執行社員を選任しなければ社員全員)	取締役
⑤業務執行者と出資者の関係	社員本人(社員以外は選任不可)	委任契約(株主以外でも選任可)
⑥業務執行者の任期	定めなし	2年～10年
⑦意思決定最高機関	社員総会	株主総会
⑧利益の配分	出資割合に関係なく社員の合意で自由に配分	出資比率による
⑨組織変更	株式会社、合名会社、合資会社に組織変更が可能	合同会社、合名会社、合資会社に組織変更が可能
⑩持分(株式)の譲渡	社員全員の同意が必要	自由(但し、譲渡制限をかけることも可能)
⑪設立時の定款認証	無し	有り
⑫設立時の登録免許税	6万円	資本金の7/1,000 (但し、最低15万円必要)
⑬資本金組入れの制限	制限なし	最低でも出資金額の1/2を資本金とする

5 合同会社の主なメリット・デメリット

【メリット】

A. 設立時の費用が抑えられる

合同会社の場合、定款の認証が必要無いため5万円ほどの定款認証料が不要となり、登録免許税は6万円で済み、さらに電子定款で作成すれば4万円の収入印紙を貼る必要もなくなるため、設立時の負担を抑えることができます。

B. 能力に応じて利益の配分が可能

出資の割合に応じて利益を配分する必要が無いため、能力に応じて利益の配分を行うなど自由に配分することが可能です。

C. 役員任期の更新手続きが不要

株式会社の役員には任期が定められているため、任期が到来した際には役員変更登記を行わなければなりません。合同会社の場合には定めがありませんので、その手続きが不要となり、手間と費用を削減できます。

D. 税制は株式会社と同様

合同会社には株式会社と同様の税制が適用されるため、資本金が1億円以下であれば、中小企業の税制の恩恵を受けられます。

さらに、資本金組入れに制限がありませんので、多額の出資をしても株式会社に比べて中小企業の税制を適用しやすいという利点があります。

【デメリット】

A. 現時点では社会的信用度が低い

現状では合同会社という名称の認知度が低いため、株式会社に比べると社会的信用度が落ち、ビジネスの業態によっては大きなデメリットとなる場合があります。

B. 大きな会社にしていくには不向き

合同会社の性質上、株式会社のように上場することが出来ないため、将来会社を大きくしていきたい場合には合同会社は不向きです。

C. 事業承継などがやりにくい

会社の意思決定は社員全員の同意が必要となるため、代表者の交代など事業承継を行う際には社内が対立するリスクが考えられます。

6 最後に

事業を開始し、資金調達を行いながら会社を大きくしていきたい場合には株式会社が最適ですが、個人で所有されている不動産を法人として所有し、将来会社を大きくする必要が無ければ合同会社として運営していくのが最適かと思います。

ご不明な点がございましたらまずは顧問税理士などの専門家にご相談ください。